

コラム～安全だより～



改正道路交通法（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車利用者について乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

令和5年4月（通算第124号）

発行：
公益財団法人東京しごと財団
（東京都シルバー人材センター連合）

就業中や経路途上に自転車を利用する時は、ヘルメットを着用しましょう！



ヘルメットをかぶろう

身を守るために



- ・死亡事故の約6割は頭部を損傷しています¹⁾
- ・ヘルメット非着用時の致死率は着用時に比べ3倍になります²⁾

*1) 警察庁統計（平成28年～令和2年）

*2) 警察庁統計（令和2年）

令和3年度には、**都内のシルバー人材センター**で自転車利用時（電動自転車含む）に頭部に傷害を受けた重篤事故も発生しています。ご自身の安全のためにもヘルメットを着用しましょう。



当財団では、(株)日本パレードと共同開発した、帽子型の自転車用ヘルメット「カポル」を紹介しています。帽子型のカバーを、季節や服装に合わせて、着せ替えできるオシャレなヘルメットで、安全性はヨーロッパの厳しい[安全規格：CEマーク]に準拠し、安心してお使いいただけます。シルバー人材センター事務局、会員様個人でのご購入の場合、8,580～9,240円

（税込み・定価）から10%引き（9個まで）となります。
キャンペーン利用を希望する方は、都内センター送付済の専用「カポルセンター配送用申込書」等でお申込みください。

※現在、お届けまで数か月お時間が掛かっております。
お待たせして申し訳ございません。

